

かずさインキュベーションセンター

入居者募集要項

(株)かずさアカデミアパーク

千葉県

目 次

1	施設概要	1
2	研究開発室申込みの手続き	2
3	入居資格等	2
4	施設の特徴	3
5	入居手続きの流れ	5
6	お問合せ先	7

かずさインキュベーションセンター入居者募集要項

かずさインキュベーションセンターは、東京湾アクアラインの着岸地、千葉県木更津市に位置する「かずさアカデミアパーク」内にあります。

都心から1時間以内のアクセス、緑豊かな自然環境に恵まれた「かずさアカデミアパーク」では、「(公財)かずさDNA研究所」や「(公財)NITEバイオテクノロジーセンター」をはじめとする最先端のバイオテクノロジー研究施設のほか、エレクトロニクス、精密機械など多様な分野のマザー工場や研究施設の立地が進んでいます。

さらに、東京湾アクアラインの通行料金の引き下げ(普通車800円)と首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の木更津東インターチェンジ～東金ジャンクション間の開通との相乗効果により、都心や羽田空港、成田空港など国内外へのアクセスが大きく改善され、利便性が一層向上しました。

かずさインキュベーションセンターは、多くの魅力ある環境の中で、「かずさDNA研究所」等の研究成果を活用した、広範囲な研究開発の展開を支援するための、インキュベーション機能を有する賃貸型の研究開発施設です。

1 施設概要

(1) 所在地

千葉県木更津市かずさ鎌足2-1-5

(2) 延床面積

1,449平方メートル(その他付属棟(倉庫)36平方メートル)

(3) 構造

鉄筋コンクリート造平屋建

(4) 研究開発室

研究開発室1～8 (実験室タイプ)

1室約85平方メートル 月額使用料233,900円(175,400円)

研究開発室9 (オフィスタイプ)

約36平方メートル 月額使用料99,100円(74,300円)

研究開発室10、11 (オフィスタイプ)

約18平方メートル 月額使用料50,200円(37,600円)

※カッコ内は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、創業の日から5年以内のもの

(5) 機能

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく拡散防止措置区分P2レベル対応。必要な場合は、入居者の負担でP3レベルへの対応も可能(研究開発室1～8)

(6) 共用施設

共用会議室、リフレッシュコーナー、給湯室、駐車場50台(月額1台1,500円)等

2 研究開発室申込みの手続き

(1) 申込みの手続き

① 申込み方法

下記の申込書及び必要書類にご記入の上、ご持参いただくか、ご郵送（必着）ください。

② 応募期間

随時受付を行います。

③ 申込み時の必要書類

○申込書

- 1. 「研究開発室利用承認申込書」 (第一号様式)
- 2. 「研究開発室改造等承認申込書」 (第五号様式) ※必要な場合に提出します。
- 3. 「駐車場利用承認申込書」 (第七号様式) ※必要な場合に提出します。

○その他の必要書類

- (1) 法人の登記簿謄本・定款（個人の場合は事業届）
- (2) 最近2期分の決算関係書類（事業報告書、貸貸対照表、損益計算書等）
- (3) 事業内容説明書
- (4) 環境保全対策の概要
- (5) 誓約書
- (6) 役員等名簿

※申込書1. 2. 3及びその他の必要書類(3)(4)(5)(6)は、
千葉県ホームページ/かずさインキュベーションセンターからダウンロードしてください。
<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/incubation/kic.html>

④ 申込先・応募受付場所・お問合せ先

かずさインキュベーションセンター管理事務室

〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-1-5

TEL : 0438-20-5071 FAX : 0438-20-5072 E-mail : kic@kap.co.jp

3 入居資格等

○入居資格

(1) 企業の事業活動として使用するものであって、かずさアカデミアパークに立地する民間の研究所等による研究成果を活用して研究開発を行うことが必要なもの。

(2) その他、研究開発を支援する事務、研究等を行うもので指定管理者が適当と認めるもの。

(3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（ロ）又は（ハ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（イ）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（ロ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ハ）請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

●注意事項

1. 原則として、入居期間は5年以内です。
2. 月額使用料には、共益費が含まれます。
3. 研究開発室の光熱費及び電話料金等は、別途ご負担いただきます。
4. 研究開発室内の様子は、指定管理者の承認を受けて実施していただきます。
5. 入居者の皆様には、環境保全関係法令及び当施設が千葉県及び木更津市と締結する「かずさ環境協定」を遵守していただきます。
6. 入居を希望される方は、入居審査を受けていただきます。
7. その他詳細は千葉県かずさインキュベーションセンター設置管理条例、千葉県かずさインキュベーションセンター管理規則による他、千葉県及び（株）かずさアカデミアパークが別に定めるところによる。

4 施設の特徴

（1）安全性に対する十分な配慮

○バイオテクノロジー（DNA組換え実験）への対応

- ・「（公財）かずさDNA研究所」と同水準の安全基準を満たしています。
- ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく拡散防止措置区分P2レベルに対応可能な仕様で、十分な安全措置を講じています。
- ・入居者に対しても同指針に基づいた実験の実施を義務付けています。

○排水など公害発生の防止

- ・各実験室の排水をモニターできるように、各研究開発室単位に点検用の屋外排水枘を設置しています。

○研究者への安全性確保

- ・万一の事故を想定し、容易に避難できるように、実験室の外側に出ることができる窓を設置しています。この窓は、有害な重い気体の排気用の役割も担います。

- ・実験室の天井裏スペース（ISS）を研究開発室単位で間仕切ること、遮音とともに事故の拡大を防ぎます。
- ・研究開発室内及び共用部に非常用照明を設置し、停電時の避難誘導を補助します。
- ・廊下には、事故用の緊急シャワーを設置しています。

○高度なセキュリティ管理

- ・風除室内側の扉と各研究開発室の出入口にカードキーを設置し、高度なセキュリティを確保しています。
- ・警備員による定時巡回及び機械警備により、24 時間体制で警備を行っています。

（２）環境との調和

○既存林の保全

- ・周囲の自然の緑や既設の施設の外周の緑との連続性を保つランドスケープを設計しています。
- ・既存の緑地は出来る限り残して、自然な雰囲気を感じることができます。

○敷地内の緑化・修景に十分配慮

- ・敷地内は、造成法面を緩やかに起伏させて、周囲の景観との調和を図っています。

○平屋建で、傾斜屋根を設けるなど、周辺環境に馴染みやすい外観

- ・自然との共存をコンセプトとし、平屋建で、緩やかな傾斜屋根と現代的な陸屋根を組み合わせています。

（３）機能を重視した研究環境の実現

○コンパクトで使いやすい平面設計

- ・研究部門と共用部門を明確に分けて、面積効率の良いコンパクトな構成です。
- ・研究者相互のプライバシーに配慮し、各研究開発室の居室部分、実験室部分を一体化し、それぞれに自然光を取り入れ、各研究開発室の出入口を一つとしています。

○フレキシビリティが高く、将来の変化に対応しやすい設計

- ・各実験室の天井裏スペース（ISS）は高さを十分にとり、排水施設についても、地下ピットを整備し、メンテナンスや設備の模様換えが容易にできるように設計しています。

○停電リスクに強い非常用自家発電設備

- ・非常用の自家発電設備を備えており、停電による研究事故や損害の発生リスクを抑えます。（研究開発室内への電源回路接続工事は入居者負担となります。）

○ビジネスやリフレッシュに便利な無料の共用設備

- ・会議室は無料で利用できて、プロジェクタの貸出しも行っています。
- ・リフレッシュコーナーは、緑豊かな中庭が見渡せる開放感のある設計で、無線 LAN を利用できますので、休憩や簡単な打ち合せに利用できます。

○車椅子使用者が利用可能なバリアフリー対策

- ・身障者用駐車場から段差なくアプローチできて、身障者用トイレも設置しています。

5 入居手続きの流れ

項目	内容
1 事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・入居を検討している方に対して、指定管理者が相談を承り、施設の見学、入居までのスケジュール、必要な書類の準備・作成についてサポートします。 ・事前相談の予約は、かずさインキュベーションセンターへ連絡してください。
2 各種申込書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者は、以下の書類を指定管理者に提出します。 1. 「研究開発室利用承認申込書」 (第一号様式) (下記添付書類も必ず提出してください。) (1) 法人の登記簿謄本・定款 (個人の場合は事業届) (2) 最近2期分の決算関係書類 (事業報告書、貸貸対照表、損益計算書等) (3) 事業内容説明書 ・事業 (企業活動全体) の概要 ・研究開発の経歴及び実績等 ・センターで行う予定の研究開発等の内容 ・センター研究開発室の施設整備計画 ・センター研究開発室に勤務する研究員等の資格・人数 ・かずさアカデミアパークへの立地が必要である理由 ・かずさアカデミアパークに立地する研究所等との協力関係 ・かずさアカデミアパークに立地する研究所への支援機能 (4) 環境保全対策の概要 (5) 誓約書 (6) 役員等名簿 (以下の書類は、必要な場合に提出します。) 2. 「研究開発室改造等承認申込書」 (第五号様式) 3. 「駐車場利用承認申込書」 (第七号様式)
3 入居審査	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された申込書類について、入居資格要件に該当しているか等、指定管理者が事前に確認します。 ※必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。 ・具体的な研究開発内容や経営状況等に関して、学識経験者、産業関係団体の役員、行政機関の職員で構成する入居審査委員会が審査し、指定管理者にその結果を報告します。

<p>4 利用仮承認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者は、入居審査委員会の報告を踏まえ、入居申込者に対して審査結果を通知します。 ・ 審査の結果、「適格」と判断された場合は、入居申込者に対して「利用の仮承認書」を交付し、かずさ環境協定に基づく「環境保全対策書」の提出を依頼します。
<p>5 環境保全対策の事前協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居申込者は、「環境保全対策書」を指定管理者経由で千葉県（産業振興課）へ提出します。 ・ 千葉県（産業振興課）は、千葉県及び木更津市の環境担当課へ事前協議します。 <p>※研究内容やスケジュールにより、「3 入居審査」と同時に事前協議を進める場合があります。</p>
<p>6 かずさ環境協定に係る覚書の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前協議の終了後、千葉県（産業振興課）は入居申込者と「かずさ環境協定に係る覚書」を締結し、指定管理者に覚書の締結完了を通知します。
<p>7 利用承認（本承認）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者は、入居申込者に対して「研究開発室利用承認書」を交付します。 ・ 入居申込者は、「研究開発室改造等承認申込書」、「駐車場利用承認申込書」を指定管理者へ提出します。
<p>8 利用開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居申込者は、研究開発室の利用を開始し、研究開発室の改造等を行うことができます。

6 お問い合わせ先

- ・かずさインキュベーションセンター（指定管理者：(株)かずさアカデミアパーク）

〒292-0818 木更津市かずさ鎌足 2-1-5
電話：0438-20-5071
ファクス：0438-20-5072
E-Mail：kic@kap.co.jp

- ・千葉県商工労働部産業振興課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
電話：043-223-2798
ファクス：043-222-4555
E-Mail：sangyo-v@mz.pref.chiba.lg.jp

<参考>

○千葉県ホームページ / かずさインキュベーションセンター
<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/incubation/kic.html>

○かずさインキュベーションセンターホームページ
<http://kap.co.jp/incubation/>